

令和3年6月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	56	49	54										159
問い合わせ	3	7	4										14
要望	0	0	0										0
計	59	56	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	173
(前年度計)	(79)	(93)	(76)	(77)	(69)	(58)	(71)	(85)	(69)	(75)	(72)	(70)	(894)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	6	2	4										12
(前年度)	(10)	(4)	(3)	(2)	(4)	(1)	(2)	(1)	(2)	(2)	(2)	(5)	(38)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	0	1	1										2
20歳代	6	2	9										17
30歳代	9	8	9										26
40歳代	15	7	9										31
50歳代	9	7	10										26
60歳代	7	6	5										18
70歳以上	12	19	13										44
その他・不明	1	6	2										9
計	59	56	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	173

今月の相談事例

電気事業者に電気料金が今よりも半額になると訪問され契約したが解約したい。契約書にクーリングオフの記載があるので書き方を教えてほしい。個人情報を書かれた検針票を見せてしまい心配だ。

センターからのアドバイス

電力会社は勧誘の際にプラン及び料金の算定方法について説明する義務があります。料金の割引期間等の条件をよく説明してもらいましょう。電話勧誘販売や訪問販売で勧誘を受け電気契約した場合、法定の契約書面を受け取った日から8日以内であれば原則クーリングオフができます。検針票には氏名・住所だけではなく顧客番号、供給地点特定番号等の記載があり重要な個人情報です、慎重に取り扱しましょう。

